

令和2年4月20日

保護者の皆様

丹波市教育委員会
教育長 岸田 隆博

新型コロナウイルスの感染拡大防止に伴う臨時休業期間の対応について
(令和2年4月20日時点)

平素は、丹波市の教育活動に格別のご理解とご支援をいただき、誠にありがとうございます。

さて、市内各小・中学校における臨時休業の対応については、4月7日付け文書にてご案内をしたところではありますが、4月16日に政府が緊急事態宣言の対象地域を全国に拡大するとともに、兵庫県を「特定警戒都道府県」に指定したことを踏まえ、兵庫県教育委員会から臨時休業中の5月6日までの学校運営について連絡がありました。

丹波市教育委員会では、兵庫県教育委員会の要請を総合的に判断し、再度、今後の対応を下記のとおり決定いたしました。

つきましては、刻々と変わる新型コロナウイルス感染症対策の中、度重なる連絡となってしまう、保護者の皆様には誠にご迷惑、ご負担をおかけいたしますが、今後の対応につきまして、皆様のご理解とご協力をどうぞよろしくお願い致します。

記

1 今後の対応について

(1) 登校可能日

- ・兵庫県教育委員会の方針に準じて、4月25日(土)から5月6日(水)まで、登校可能日を設けないこととします。

(2) 児童生徒への支援

- ・臨時休業中の児童生徒への学習機会を保障し、新年度単元についても自学自習(オンラインやプリント学習など)を行うことができるよう努めます。
- ・児童生徒との関係構築に尽力するとともに、不安や相談のある児童生徒に対して、電話やオンライン面談など個別に対応する機会を設ける等の配慮を行い、児童生徒の心のケアに努めます。

2 臨時休業中の過ごし方について

- (1) 手洗い・咳エチケットの励行、状況に応じたマスクの着用などの感染症対策の徹底をお願いします。

- (2) 咳や発熱などの風邪症状が見られる場合は、医療機関に相談し、新型コロナウイルス感染の疑いがある場合は、その結果を学校へご連絡ください。濃厚接触等があった場合につきましては、保健所に問い合わせいただき、その結果を学校までご連絡ください。
- (3) 臨時休業中は、学校からの連絡を受けて、家庭学習や読書等に進んで取り組ませてください。
- (4) 臨時休業中は、不要不急な外出を控え、自宅で過ごすように指導をお願いします。(※塾等の習い事への参加については、今回の臨時休業の趣旨を十分に踏まえていただいた上で、原則、ご家庭で判断してください。また、子どもたちの運動不足等を解消するために、日常的な運動を安全な環境下で行うことは構いません。)